



## 「50人未満事業場におけるストレスチェック制度」の導入が義務化される ～2028年4月1日から施行される予定～

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」については、2025年3月14日の第217回国会に提出され、5月8日に可決成立し、5月14日に公布された。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全にかつ安心して働き続けられる職場環境を整備するため、職場のメンタルヘルス対策の強化、高年齢労働者の労働災害防止のための取り組みの強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置を講ずるものである。

### 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」の概要

#### 1. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

##### ＜改正内容＞

- 1) 現行法では、ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化する。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮して施行までの十分な準備期間を確保する。その上で、小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう支援策を講じる。
  - ①50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
  - ②医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」の体制拡充等

#### 2. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

休業4日以上死傷者数は近年増加傾向にあり、要因として高年齢労働者の労働災害増加が挙げられる。また、高年齢労働者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

##### ＜改正内容＞

- 1) 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 2) 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針※を定め、当該指針に従い事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

※「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取り組みを求めており、これを参考に指針を検討するとしている。

### 3. 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備【労働安全衛生法、作業環境測定法】

化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。

#### 《改正内容》

- 1) 有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、通知義務違反に対する罰則の新設および通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- 2) SDSについて、EJ等の仕組みを参考に化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。この場合においても非開示できるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断および治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに開示する。
- 3) 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならない。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

#### 《改正内容》

- 1) 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査は、民間の登録機関が行えるようにする。
- 2) 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 3) 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 4) 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。

### 5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

#### 《改正内容》

- 1) 個人事業者等の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。

#### ①注文者が講じるべき措置の義務付け

建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する等

#### ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

- ・構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- ・特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- ・危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等

#### ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

- 2) 業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付ける。

なお、上記1～5の施行期日は、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日または改正法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（別紙参照）とされている。

（担当：労働条件局 花鳥賊）

(別紙)

改正内容	想定される対応	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028年 (令和10) 年度	...	2030 (令和12) 年度
		5月14日 法律公布	4月	4月	4月		4月
登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化	省令改正等		令和8年1月施行				
設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管	政令・省令改正等						
注文者等が講ずべき措置	政令・省令改正等 ※一部は公布日施行		令和8年4月施行				
代替化学名通知	省令・指針策定等						
高齢者の労働災害防止対策	指針策定等			令和8年10月施行			
個人ばく露測定	政令・省令改正等				令和9年1月施行		
業務上災害の報告制度	省令改正・システム整備等						
個人事業者等自身が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置	政令・省令改正等			令和9年4月施行	公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日施行		公布の日から5年を超えない範囲において政令で定める日施行
ストレスチェックの実施事業場拡大	省令や指針の改正、マニュアルや地さんぽの体制整備等						
SDS強化	省令改正・モデルSDSの公表等						

(参考)

UAゼンセンでは、組合員・社員が業務上・通勤途上で負傷・疾病・後遺障害・死亡を被った場合の、政府労災保険の上乗せ保障として「労災付加給付共済」を用意しています。

企業・組合の補償規程に合わせて補償金額の自由な設定が可能なおえ、団体加入割引が適用されるため、手頃な掛け金で加入できます。また、従業員50名以上の事業所で義務づけられたストレスチェックの支援制度もあります。

詳しくは、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

**友愛安全協会**

労災事故の原因分析と防止対策を行う団体。会員はUAゼンセン加盟組合のある企業・団体。  
入会金 1,000 円、年会費無し。

友愛安全協会  
労災付加給付共済  
2021年度版  
加入料額: 2021年8月6日(日)迄  
補償額: 20% (労災給付) / 10% (労災給付)  
加入料額: 2021年8月6日(日)迄  
補償額: 20% (労災給付) / 10% (労災給付)  
加入料額: 2021年8月6日(日)迄  
補償額: 20% (労災給付) / 10% (労災給付)